

「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(宮崎県指定 第4570101537号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 春生会
 (2) 法人所在地 宮崎県宮崎市本郷南方5
 (3) 電話番号 0985-55-2000
 (4) 代表者氏名 理事長 児玉 邦彦
 (5) 設立年月 昭和62年3月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
 平成13年10月18日指定 宮崎県4570101537号
- (2) 事業の目的 訪問介護事業所が行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保する為 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者、訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 国富ホームヘルプ 平成13年10月18日指定 宮崎県4570101537号
 (4) 事業所の所在地 宮崎県宮崎市希望ヶ丘4丁目83
 (5) 電話番号 0985-55-2001
 (6) 管理者 長友 久美子
 サービス提供責任者 長友 久美子(兼務) 山本 園子 有村 千津子 中崎 貴幸
 (7) 事業所の運営方針 訪問介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその家庭において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の日常生活全般にわたる援助を行い、利用者及び、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (8) 開設年月 平成13年10月18日
 (9) 事業所が行っている他の業務
 当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
 [地域密着型通所介護事業] 春生俱楽部 平成14年10月1日指定 宮崎県4570101776号

[第1号通所事業] 春生俱楽部 平成30年4月1日指定 宮崎市4570101776号
[通所介護事業] 国富俱楽部 平成24年4月1日指定 宮崎県4570106320号
[第1号通所事業] 国富俱楽部 平成30年4月1日指定 宮崎市4570106320号
[第1号訪問事業] 国富ホームヘルプ 平成30年4月1日指定 宮崎市4570101537号
[居宅介護支援事業] 国富ケアプラン 平成13年7月1日指定 宮崎県4570101446号
[認知症対応型共同生活介護事業] 希望山荘 平成16年3月11日指定 宮崎県4570102279号
[介護予防認知症対応型共同生活介護事業] 希望山荘 平成18年4月1日指定 宮崎県4570102279号
[小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業] 希望楽苑
平成19年11月1日指定 宮崎県4590100220
[配食サービス] 五福deごはん 平成11年3月
[住宅型有料老人ホーム] 国富ホーム 平成24年3月

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 宮崎市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	日～土曜日（祝日含む）1/1・2以外
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	24時間

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び指定第一号訪問事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

R7.4.1 現在

職種	常勤	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1	1名
2. サービス提供責任者	4	4名
3. 訪問介護員	40以上	3.5名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話を行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助…食事の介助を行います。

○体位変換…体位の変換を行います。

○通院介助…通院の介助を行います。

② 生活援助

○調理…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金　　の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金> (契約書第8条参照)

当事業所が提供するサービスについて、ご負担頂く利用料金は以下の通りです。詳しい金額については、添付してあります「訪問介護利用料金表」をご確認ください。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆営業時間は24時間ですが、下記の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

・早朝（午前6時から8時まで）：25%

・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護職員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、1月につき200円加算されます。

☆利用者やその家族等からの要請を受けて、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又は他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合、1回につき100円が加算されます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

・介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆営業時間は 24 時間ですが、下記の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・ 早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（3）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（4）利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月請求日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

宮崎銀行 希望ヶ丘出張所 普通預金 1055966

社会福祉法人 春生会 理事長 児玉 邦彦

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：宮崎県内に本支店のある金融機関

ウ. 現金払い

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

☆利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50%

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

（2）訪問介護員の交替（契約書第 6 条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、

ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項 (契約書第7条参照)

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更 (契約書第10条参照)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為 (契約書第14条参照)

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) 緊急時の対応

事業者は、現に訪問介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医等及び緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などに必要な措置を講じます。

○緊急時の連絡先

0985-55-2001 (8時30分～17時30分)

その時間外においては 0985-55-2200 (国富ホーム)

訪問介護サービス提供においては、緊急時等を想定し救急車を要請する場合に必要な情報（本人の生年月日、年齢、住所、主治医、疾患等）緊急時の連絡先が分かるものを持参していく。また、救急車を要請した後速やかに事務所に連絡する。

(7) 事故発生時の対応

利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

7. 苦情の受付について (契約書第23条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者) 長友 久美子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宮崎市役所 介護保険課	所在地 〒880-8505 宮崎市橋通西 1-1-1 電話番号 0985-21-1777 FAX31-6337 受付時間 8時30分～17時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 〒880-8581 宮崎市下原町 231-1 電話番号 0985-35-5111 FAX25-0260 受付時間 8時30分～17時15分
宮崎県社会福祉協議会	所在地 〒880-8515 宮崎市原町 2-22 県福祉総合センター内 電話番号 0985-22-3145・FAX27-9003 受付時間 8時30分～17時15分

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

国富ホームヘルプ

説明者職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

家族／身元引受人／代理人住所

氏名

(続柄)

「介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 第4570101537号)

当事業所はご契約者に対して第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」または「事業対象者」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 春生会
 (2) 法人所在地 宮崎県宮崎市本郷南方5
 (3) 電話番号 0985-55-2000
 (4) 代表者氏名 理事長 児玉 邦彦
 (5) 設立年月 昭和62年3月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定第一号訪問事業
 平成30年4月1日指定 宮崎県4570101537号
 (2) 事業の目的 訪問介護事業所が行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保する為 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者、訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
 (3) 事業所の名称 国富ホームヘルプ 平成13年10月18日指定 宮崎県4570101537号
 (4) 事業所の所在地 宮崎県宮崎市希望ヶ丘4丁目83
 (5) 電話番号 0985-55-2001
 (6) 管理者 長友 久美子
 サービス提供責任者 長友 久美子(兼務) 山本 園子 有村 千津子 **中崎 貴幸**
 (7) 事業所の運営方針 訪問介護従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその家庭において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の日常生活全般にわたる援助を行い、利用者及び、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 (8) 開設年月 平成18年4月1日
 (9) 事業所が行っている他の業務
 当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
 [地域密着型通所介護事業] 春生俱楽部 平成14年10月1日指定 宮崎県4570101776号

[第1号通所事業] 春生俱楽部 平成30年4月1日指定 宮崎市4570101776号
[通所介護事業] 国富俱楽部 平成24年4月1日指定 宮崎県4570106320号
[第1号通所事業] 国富俱楽部 平成30年4月1日指定 宮崎市4570106320号
[第1号訪問事業] 国富ホームヘルプ 平成30年4月1日指定 宮崎市4570101537号
[居宅介護支援事業] 国富ケアプラン 平成13年7月1日指定 宮崎県4570101446号
[認知症対応型共同生活介護事業] 希望山荘 平成16年3月11日指定 宮崎県4570102279号
[介護予防認知症対応型共同生活介護事業] 希望山荘 平成18年4月1日指定 宮崎県4570102279号
[小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業] 希望楽苑
平成19年11月1日指定 宮崎県4590100220号
[配食サービス] 五福deごはん 平成11年3月
[住宅型有料老人ホーム] 国富ホーム 平成24年3月

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 宮崎市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	日～土曜日（祝日含む）1/1・2以外
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	24時間

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定第一号訪問事業サービス及び指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

R7.4.1 現在

職種	常勤	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1	1名
2. サービス提供責任者	4	4名
3. 訪問介護員	40以上	3.5名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護 入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

※上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆サービスの実施頻度は、介護予防ケアプランにおいて、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I 1	1週に1回程度の場合
I 2	1週に2回程度の場合
I 3	1週に2回を超える程度の場合

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防ケアプランがある場合には、それを踏まえた指定第一号訪問事業サービス計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、指定第一号訪問事業サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、指定第一号訪問事業サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防ケアプランの変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

○入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助…食事の介助を行います。

○体位変換…体位の変換を行います。

○通院介助…通院の介助を行います。

☆第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当）は、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるよう支援することを目的としています。

☆そのため、下記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

○調理…利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除…利用者の居室の掃除を行います。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

＜サービス利用料金＞

☆利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防ケアプランにおいて位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

※負担割合が1割の場合は、市の判定により一定以上所得者は2割又は3割負担となります。

支給区分	I 1 (1週に1回程度の場合)	I 2 (1週に2回程度の場合)	I 3 (1週に2回を超える程度の場合)
1. 利用料金	11,760円	23,490円	37,270円
2. うち、介護保険から給付される額	10,584円	21,141円	33,550円
3. サービス利用にかかる自己負担額（1-2）	1,176円	2,349円	3,720円

☆新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護職員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、1月につき200円加算されます。

☆月額報酬サービスであり、原則として日割り計算は行いません。例外として以下の場合については日割り計算をします。

- 一 月途中で契約し利用に至った場合
- 二 要介護から要支援に変更となった場合
- 三 要支援から要介護に変更となった場合
- 四 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防ケアプランが作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1枚につき 50 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月請求日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

宮崎銀行 希望ヶ丘出張所 普通預金 1055966

社会福祉法人 春生会 理事長 児玉 邦彦

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：宮崎県内にある金融機関

ウ. 現金払い

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替

を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当）の実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③ご契約者の家族等に対するサービスの提供

④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(5) 緊急時の対応

事業者は、現に訪問介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医等及び緊急連絡先に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などに必要な措置を講じます。

○緊急時の連絡先

0985-55-2001 (8時30分～17時30分)

その時間外においては 0985-55-2200 (国富ホーム)

訪問介護サービス提供においては、緊急時等を想定し救急車を要請する場合に必要な情報（本人の生年月日、年齢、住所、主治医、疾患等）緊急時の連絡先が分かるものを持参していく。また、救急車を要請した後速やかに事務所に連絡する。

(6) 事故発生時の対応

利用者に対する指定第一号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

利用者に対する指定第一号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 長友 久美子

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宮崎市役所 介護保険担当課	所在地 〒880-8505 宮崎市橘通西 1-1-1 電話番号 0985-21-1777 FAX31-6337 受付時間 8時30分～17時15分
国民健康保険団体連合会	所在地 〒880-8581 宮崎市下原町 231-1 電話番号 0985-35-5111 FAX25-0260 受付時間 8時30分～17時15分
宮崎県社会福祉協議会	所在地 〒880-8515 宮崎市原町 2-22 県福祉総合センター内 電話番号 0985-22-3145・FAX27-9003 受付時間 8時30分～17時15分

令和 年 月 日

指定第一号訪問事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

国富ホームヘルプ

説明者職名 氏名 _____

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定第一号訪問事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____

家族／身元引受人／代理人住所 _____

氏名 _____

(続柄 _____)